

## 広告掲出約款

この約款は平成29年4月1日から適用します

### (定義・適用)

第1条 この約款はネクセリア東日本株式会社（以下「当社」という。）が東日本高速道路株式会社（以下「道路会社」という。）から賃貸借している道路会社が管理するサービスエリア・パーキングエリアに存する営業用建物内で、当社が広告事業として運営する広告媒体等に掲出、配布等（以下「掲出」という。）する各種広告（プロモーションを含む。以下「広告」という。）について適用します。

### (同意)

第2条 広告の掲出を希望する広告代理店・広告主（以下「広告主」という。）はこの広告掲出約款及び同約款に基づいて定められた規定等を承認し、且つ、これに同意したものとします。

### (約款の変更)

第3条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

### (責任の所在)

第4条 当社の媒体に掲出する広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。

### (広告の種類・媒体使用料等)

第5条 掲出にあたっての条件等は、当約款の他、当社ホームページ記載の「エリア店舗における広告のご案内」等にて別途定めます。

### (申し込み)

第6条 広告主には次の各号に該当する日までに「広告掲出申込書」を提出していただきます。

- 一 テーブルステッカー・フロアステッカー・テーブルPOP・屋内外プロモーション・レジサンプリングは希望掲出日の1ヶ月前まで
- 二 ポスターケース・リーフレットは、希望掲出日の14日前まで
- 三 デジタルサイネージは当社指定の代理店に希望提出日の14日前まで
- 四 紙コップ広告は当社指定の代理店に希望提出日の70日前まで

2 当社と初めてお取引をされる広告主には、広告主の会社概要を前項の申込書とあわせて提出していただきます。また、以前に会社概要を提出した広告主についても会社概要が更新された場合は再度提出していただきます。

### (広告掲出の可否)

第7条 掲出を希望する広告は、事前に当社が掲出の内容を審査し、掲出可否の決定をしますが、当社はその理由について広告主に開示する義務は負いません

- 2 広告の内容を審査するために申込時に広告の現物ないしラフデザインを提出していただきます。
- 3 ステッカーについては、掲出希望の位置、方向について、事前に確認できるものを添えて提出していただきます。
- 4 映像による広告については、個々の放映内容・時間等について、審査のために事前に確認できるものを添えて提出していただきます。
- 5 プロモーションの実施については、その実施内容・参加人数・設置備品等について、事前に確認できるものを添えて提出していただきます。
- 6 契約期間中に図案等掲出内容の変更を行う場合は、すみやかに「広告意匠変更申込書」を提出していただきます。変更した意匠についても掲出可否の審査を行います。

(掲出できない事項)

第8条 広告が、次の各号に該当するもの、また、そのおそれがあるものについては掲出できません。

- 一 高速道路等事業及びエリア事業に支障および不利益を及ぼすもの
- 二 関係諸法規等法令に違反するもの
- 三 他人の肖像、知的財産など許可が必要なものを無断で使用しているもの
- 四 各業界が定めている公正競争規約や自主規制などに違反しているもの
- 五 広告の責任の所在（問合せ先等）、実態、内容が不明確なもの
- 六 虚偽、誇大な表現にあたるもの
- 七 射幸心を過度にあおるもの
- 八 残虐、醜悪、その他表現によりお客さまに不快感や恐怖を与えるもの
- 九 犯罪や暴力を肯定、助長、美化し、社会秩序をみだすもの
- 十 青少年の健全な育成を妨げるもの
- 十一 誹謗中傷、名誉毀損など基本的人権を損なうもの
- 十二 人種、民族、出身地、性別、身体的特徴、職業、思想信条などで不当に差別するもの
- 十三 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの
- 十四 特定の政治・思想、宗教勧誘などに関するもの
- 十五 係争中の問題について、一方的な主張の表明にあたるもの
- 十六 公共空間の品位や美観を損ない、且つ休憩を目的とする建物に掲出するに相応しくないもの
- 十七 当該エリアのテナントの営業活動の妨げとなるもの
- 十八 その他、当社及び道路会社が不相当と判断するもの

(掲出物の納品)

第9条 掲出許可後、広告主には広告掲出物を掲出日の2日前までに、掲出対象箇所ごとに広告主の責任により郵送していただきます。

- 2 郵送する際の送料等はすべて広告主に負担していただきます。

(掲出物の設置・撤去)

第10条 広告の掲出、メンテナンス及び撤去は原則として当社にて行います。

但し、フロアステッカーに関する作業は広告主にて行っていただきます。

- 2 ポスターケース、ステッカーの掲出期間は、設置・撤去にかかる作業期間も含まれます。
- 3 フロアステッカーを掲出するにあたっては、その作業日時、責任者、緊急連絡先等を記載したスケジュール等事前に確認できるものを添えて提出していただきます。
- 4 広告主が掲出期間内に、広告主の都合により、掲出物を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の10日前までに、書面により当社に通知し、当社の承諾を受けていただきます。

(映像広告【デジタルサイネージ】の取り扱い)

第11条 デジタルサイネージについては当社指定の業者を通じての掲出となります。映像データの形式などは別途当社指定の業者より通知します。

(リーフレットの取り扱い)

第12条 リーフレットについては、次のように取り扱います。

- 一 冊子の形状はA4以下とし1冊あたり30枚の厚さを上限とします。
- 二 残冊確認はお受けすることはできません。
- 三 リーフレットに残冊が発生した場合は、当社から着払いにて返却させていただきます。
- 四 現地へはラックのフェイス(A4サイズ以下)に収まるよう完成された形で納品してください。フェイスに収まらないサイズで納品いただいた場合、また現地で加工が必要となる形で納品された場合、掲出をお断りすることがあります。

(紙コップの取り扱い)

第13条 紙コップについては当社指定の業者を通じての作成、掲出となります。

(プロモーションの取り扱い)

第14条 プロモーションの実施内容が第8条に定める他、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可できません。

- 一 お客さまに対する商品等の売買行為等
- 二 お客さまの休憩施設の利用、休憩を妨げる行為
- 三 実施指定場所を超えた範囲での行動

(掲出承諾の取り消し)

第15条 当社は、次の各号に該当する場合は、掲出承諾を取り消すことができます。

- 一 当社の業務上の支障が生じたとき
- 二 法令等により広告の掲出が禁止されたとき
- 三 広告主が承諾の条件と異なる掲出をしたとき
- 四 広告主が契約書に定めた期日までに広告料金等の支払いの手続きをしないとき
- 五 広告主がこの約款に定める義務を履行しないとき
- 六 掲出にあたり、お客さまに迷惑がかかるなどの支障が生じ、またはその恐れがあると当社が判断したとき
- 七 その他当社が必要と認めたとき

(掲出の延長)

第16条 当社は次の各号に該当する場合は、その掲出できなかった期間に相当する日数について掲出期間を延長することがあります。この場合、1日の途中で掲出ができなくなった場合についても1日と計算し掲出期間を延長いたします。

- 一 当社の業務上の都合による場合
- 二 天災事変その他やむを得ない事由により掲出が一時不能となった場合

(使用料等の支払)

第17条 広告媒体使用料等（電気料金を含む。以下「使用料」という。）については、掲出完了月の翌月末払いとします。なお、広告主指定の支払方法等がある場合はご相談に応じます。

- 2 貴社は当社の発行する請求書により使用料を支払うものとします。
- 3 使用料等の振込みに当たっての手数料は広告主にて負担していただきます。

(使用料の改定について)

第18条 当社は、使用料について、公租公課の増額、物価高騰による改定事由が生じた場合、その増額分を広告主に請求することができることとします。

(使用料の払い戻し)

第19条 当社は、第15条第一号、第二号の広告又は第16条で展示期間の延長ができないものは、残余の期間について、既収の使用料の払い戻しをいたします。この場合、当該掲出日数が1掲出単位に満たないとき又は当該日数に1単位を超えて1単位未満の端数が生じたとき、その端数について日割り計算とします。また、1日の途中で掲出ができなくなった場合についても1日と計算し払い戻しいたします。なお、払い戻し等により発生する手数料は、広告主の負担とします。

2当社は前号以外の既収の払い戻しは致しません。

(解約金)

第20条 広告掲出承諾書の発行後に解約の申し出があった場合の使用料は以下の通りになります。

- 一 1日でも掲出実績があった場合は、1契約単位分の広告使用料を請求いたします。
- 二 掲出開始日の3日前までに申し出があった場合は広告掲出承諾書の取り消しとして受け付け、広告使用料の請求いたしません。
- 三 掲出開始日の2日前及び前日に申し出があった場合は1契約単位分の広告使用料を請求いたします。

(延滞金)

第20条 広告主が使用料を指定する期日までに納入しないときは、当社はその翌日から起算して、当該料金を納入した日までの日数に応じ、年14.6%の遅延金を徴収することができるものとします。

2 当社の責めに帰すべき事由又はその他のやむを得ない事由があると認められた場合は、前項の延滞金は徴収いたしません。

(権利義務の譲渡の禁止)

第21条 広告主は、「掲出承諾書」にて掲出許可を受けた広告媒体を第三者に使用させることは一切できません。

(損害賠償等)

第22条 当社は、掲出中に生じた広告物の汚損、損傷、滅失等による損害については、故意又は重大な過失による場合のほか、その責めを負いません。

2 広告主は、掲出物により当社または第三者及び物品等に被害を与えた場合は、すべて広告主の責任において処理し、その損害を負担していただきます。

3 当社は、第15条により承諾を取消した場合、取り消しによる損害については、その責めを負いません。

以 上